

# 愛顔<sup>えがお</sup>つなぐえひめ国体伊予市識別用品整備要項

(平成27年11月24日 第4回総務企画専門委員会決定)

## 1 目的

この要項は、愛顔<sup>えがお</sup>つなぐえひめ国体（以下「本大会」という。）及び愛顔<sup>えがお</sup>つなぐえひめ国体競技別リハーサル大会（以下「リハーサル大会」という。）において、本市で開催される競技会の円滑な運営を図るため、本大会及びリハーサル大会に従事する競技役員等（以下「大会従事者」という。）の識別用品整備について、必要な事項を定める。

## 2 識別用品

愛顔<sup>えがお</sup>つなぐえひめ国体伊予市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が整備する識別用品は、次のとおりとする。

### (1) リハーサル大会

- ア IDカード（カードケースを含む。）
- イ 帽子
- ウ ポロシャツ・Tシャツ
- エ ビブス

### (2) 本大会

- ア IDカード（カードケースを含む。）
- イ 帽子
- ウ ベスト
- エ ビブス

## 3 配布対象者

本大会及びリハーサル大会における識別用品の配布対象者は、次のとおりとする。ただし、既に各競技団体において大会従事者のユニホーム等を整備している場合は、配布対象者とししない。

- (1) 大会役員
- (2) 競技役員
- (3) 競技補助員
- (4) 競技会係員
- (5) 競技会補助員
- (6) その他（選手・監督、視察員等）

## 4 識別用品のデザイン

識別用品のデザインは、本大会及びリハーサル大会において、原則として、全競技共通のものとし、大会従事者の識別を図ることができるものとする。

5 識別用品の着用

配布対象者は、原則として、実行委員会が整備する識別用品を着用することとする。

6 その他

この要項に定めるもののほか、識別用品に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成27年11月24日から施行する。